

連載 労働相談の現場から

60

第3回
中央労働委員会

労働争議の調整や不当労働行為事件の審査などを行う労働委員会。公益、労働者、使用者のそれぞれの委員で構成し、三者で事件処理しているのが強みとも言える。最近の労働争議や不当労働行為事件等はどのような傾向にあるのだろうか。近年の状況を把握するため、中央労働委員会事務局（東京都港区）を取材した。

労働委員会とは

労働委員会では、大きく分けて、①労働争議の調整②不当労働行為事件の審査③労働組合の資格審査④個別労働関係紛争の解決の促進——の四つの業務を担っている。

労働委員会には、二種類の委員会があり、一つが厚生労働省の外局である中央労働委員会。もう一つが、各都道府県下に設置されている「都道府県労働委員会」（都道府県労委）である。

労働委員会は、①公益を代表する公益委員②労働者を代表する労働者委員③使用者を代表する使用者委員——のそれぞれ同数からなる三者構成の合議体。都道府県労委では、不当労働行為事件の審査や、都道府県内における労働争議の調整などを担当する。中労委は、都道府県労委が発出した救済命令に不服があり、再審査に申し立てられたものを担当するほか、2以上の都道府県にわたる労働争議や全国的に重要な問題と判断された労働争議の調整などを引き受ける。

労働争議の調整の種類としては、①あっせん②調停③仲裁——の三つがある。労働争議が発生した際に、あっせんは当事者の片方でも申請すれば始めることができる。調整するのは「あっせん員」で、労働委員会には「あっせ

ん員候補者名簿」があり、労働委員会会長がその都度、担当を指名。「実際には公労使委員による三者構成となることが多い」（金成真一・中央労働委員会事務局調整第一課長）。

あっせんでは、解決案の提示まで至る場合と至らない場合があるが、提示されても受諾する義務はなく、受諾するか否かはあくまで当事者の任意である。

調停は、基本的に当事者双方の申請で開始となるが、協約の定めがあれば一方申請でも開始される。公労使委員で構成される「調停委員会」が調整にあたる。原則として調停案が提示され、こちらを受諾は当事者の任意だ。

仲裁は、こちらも基本的には当事者双方の申請で始まる（協約に基づく一方申請も可）。調整主体となるのは「仲裁委員会」で、調停委員会とは異なり公益委員だけで構成される。仲裁で提示される仲裁裁定は、労働協約と同一の効力を持つことになり、提示を受けた当事者はそれに拘束されることになる。

リーマン以降は事件が減少

労働争議で調整に至った事件の件数（全労委）について、近年の状況を見ていくと、その年に申請があつて取り扱った新規係属件数は、リーマン・ショックの影響が出たと思われる

2009年に733件と1989年（平成元年）以降での最高を記録。ただ、それ以降は年々、減少している。最新データである2014年は、対前年比75件マイナスの367件となっている。

調整の種類別に見ると、実は仲裁は、中労委の仲裁裁定による賃金改定が常態化していた国立印刷局など国の現業部門が特定独立行政法人となって以降は、ほとんど実績がなく、2014年までの10年間で2件しかない。14年は367件中の360件をあっせんが占め、調停が7件だ。

7割を占める合同労組事件

近年では毎年、新規係属件数のほぼ7割は、合同労組が絡む「合同労組事件」が占める。また、合同労組事件としてカウントされるもののうち、ほぼ4割～5割は「駆け込み訴え事件」が占める。駆け込み訴え事件とは、労働組合がない会社の労働者や、労働組合に加入していない労働者が、会社との争いになってから合同労組に駆け込んで組合員となり、労働争議となる事件をいう。

解決率は60%弱で推移

どのような内容の調整事件が多いのだろうか。調整事項別の割合を見ると、14年では「団交促進」（48.8%）、（賃

金増額など以外の)「その他賃金に関するもの」(20.9%)、「解雇」(20.4%)が上位3項目である。産業別の構成比を見ると、14年では「製造業」(16.8%)、「医療、福祉」(16.0%)、「運輸業、郵便業」(15.7%)、「教育、学習支援業」(10.7%)などの順となっている。

解決の状況を見ていくと、14年では前年繰越も含めると事件数は全部で467件あり、そのうち413件が終結。内訳は「取下げ」が90件、「解決」が183件、「不調打ち切り」が138件など。「取下げ」は、当事者が自主解決できた場合や、調整での解決は困難と考えると不当労働行為の審査請求や裁判所への提訴を行った場合などに行われる。

解決率は、「解決」の件数を「解決」と「不調打ち切り」を合わせた件数で除して算出するが、14年は57.0%で、07年以降はほぼ、60%弱で推移する。

終結事件全体の調整にかかった平均日数は、14年は55.3日と2カ月以内に収まる。

個別紛争の解決率は5割

都道府県労委では、東京都、兵庫県、福岡県を除き、個別労働紛争のあっせんも行っている(なお、神奈川県と大阪府では、原則として、労政主管部局が先にあっせんを行う)。

労働委員会が実施したあっせんの14年度での新規係属件数は319件で、対前年度比15.2%減。ここ5年度は、300件台で推移している。

解決率は、14年度は51.4%で、13年度=54.9%、12年度=55.0%と50%台が続く。処理期間は、14年度は7割以上が2カ月以内で処理されている。

不当労働行為の審査の状況

労働組合法第7条では、組合活動を行ったことや組合員であることを理由

にする解雇等の不利益取扱い、正当な理由のない団体交渉拒否、組合結成の阻止や組合運営への支配や介入などを「不当労働行為」として禁じているが、労働組合や労働者は、使用者による同行為を受けた場合に労働委員会に救済申立てを行うことができる。

都道府県労委に救済申立てがあると、公益委員から事件を担当する審査委員が選任され、労働者委員及び使用者委員から当該事件の「調査」又は「審問」を行う手続に参加する委員が選任される。まずは「調査」が行われ、双方の主張を聞いたり、争点や証拠を整理する。次は「審問」に移り、当事者陳述や証人尋問などの証拠調べが行われる。

審問が終結すると(結審)、公益委員会議で、使用者の行為が不当労働行為に当たるか否かを判定する(合議)。なお、救済命令には、申立事実の使用者の行為を不当労働行為と認める「全部救済」と、その一部を認める「一部救済」、それに「棄却」と「却下」がある。また、命令書の交付ではなく、双方の和解で解決することもある。

命令書が交付された後、不服の場合は、再審査の申立てないし行政訴訟の提起ができる(労働者側はどちらも可)。再審査については中労委が行う。

終結件数の7割は取下・和解

都道府県労委での初審の新規申立件数は、過去5年間では2010年381件、11年376件、12年354件、13年365件、14年371件となっており、おおざっぱに過去を振り返ると、1989年以降は大きな件数の上下はない。

14年における初審での終結件数をみると、「取下」と「和解」が合わせて259件で、「命令・決定」の数が111件。命令・決定の内訳は、全部救済=27件、一部救済=42件、棄却=

40件、却下=2件。審査課の須川浩美・課長補佐は「初審では、取下・和解の件数が命令・決定の件数を上回り、かつ、終結件数全体の7割を取下・和解が占めているのが特徴」と話す。

一方、再審査の新規申立件数に目を移すと、14年は60件で、終結状況は「取下」が5件、「和解」が19件、「命令・決定」が28件。命令・決定の内訳は「初審支持」が21件、「一部変更」が4件、「全部変更」が3件、「却下」がゼロとなっている。須川課長補佐によると、初審の命令に対して再審査の申立てがされるのは初審の新規申立事件の約2割で、「再審査の方が初審よりも和解が難しい傾向はある」そうだ。不当労働行為の審査でも、新規申立件数の7割以上は合同労組事件が占める(初審)。

14年の審査期間の達成率は59%

2005年に改正労働組合法が施行され、審査の迅速化を図る目的から、審査期間の目標が設定されるようになった。中労委の現在の目標は、1年3カ月以内のできるだけ早い期間内に終結させること。目標の設定と、再審査の際の合議を3部会制にしてからは、審査のスピードは上がっている。

14年末での達成状況を見ると、全終結件数52件のうち、1年3カ月以内の終結件数は31件で、達成率は59.6%。目標は3年ごとに見直されることになっており、実は旧目標(=1年6カ月以内)だった13年までは達成率はほぼ8割を達成していた。須川課長補佐は「新目標の下でも着実に達成率を引き上げていきたい」と話している。

(荒川創太)